

第2期 三次市立保育所規模適正化基本方針について【概要版】

項目	内容
1 計画期間	平成30（2018）年度～2023年度（6年）とします。 （参考）第1期の基本方針は平成25（2013）年度～平成29（2017）年度（5年）
2 構成	<p>1頁 「1 第2期三次市立保育所規模適正化基本方針策定の趣旨」</p> <p>1頁 「2 第2期基本方針の期間」</p> <p>2頁 「3 第1期基本方針における計画の実績について」</p> <p>2～8頁 「4 保育所の現状と課題」</p> <p>8～10頁 「5 公立保育所の規模適正化」</p> <p>10～11頁 「6 多様な保育サービスの充実」</p> <p>11頁 「7 推進計画」</p>
3 保育所の現状と課題について	<p>入所児童数の推移や保育サービス、職員配置、保育所運営経費などを、第1期基本方針が始まった平成25（2013）年度と平成29（2017）年度または平成30（2018）年度とを比較して分析し、主に次のことを確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童数は減少していますが、特に3歳未満児の保育需要は高まっており、引き続き保育士等の確保が必要です。 ・保育サービスについては、直営保育所の保育サービスの拡充により、私立及び民間委託に近い水準のサービスを提供しています。 ・施設の耐震性能は満たしていますが、今後老朽化が懸念されます。 ・民間委託による財政効果は得られていますが、保育ニーズに応えるため財政負担は増加しています。 <p>上記を踏まえ、限られた財源の中で保育の質を確保・維持していくためには、規模適正化は継続して取り組んでいく必要があります。</p>
4 規模適正化の基準について	<p>規模適正化の基準の変更はありません。</p> <p>(1)保育所の適正規模と配置について（保育所を設置する基準）</p> <p>①適正規模を判断するための入所児童数は、集団保育が必要となる3歳以上を対象とする。</p> <p>②3歳以上で一クラスあたり10人（※）以上とする。</p> <p>③保育所配置は小学校区を基本とする。</p> <p>※集団の定義を10人以上と規定する理由は、集団の最少人数は2人ですが、2人では集団関係が固定化し遊びに広がりがないことか</p>

項目	内容
	<p>ら、3人集団（いわゆる三角関係）が3つ程度（9～10人）あれば、協調しあいながら遊びや人間関係を構築できることを考慮した人数です。</p> <p>(2)規模適正化の基準（統廃合を検討する基準） 入所児童数（3歳以上）は、一クラスあたり10人以上。 ※ただし、段階的に進める観点から第一段階として、次の基準とします。</p> <p>①保育所全体の入所児童数がおおむね20人以上 かつ ②今後2年以上おおむね20人以上の保育需要が見込める場合</p>
<p>5 多様な保育サービスの充実について</p> <p>①公立保育所のあり方</p> <p>②3歳未満児保育の充実</p>	<p>・市は、保育の実施主体として安全で安心な保育及び三次市子どもの未来応援宣言を踏まえた取組を推進するため、保育士等の研修など人材育成に取り組み、保育の質の向上及び維持を図るとともに、多様な保育サービスの充実に努め、子育て環境の充実に努めます。</p> <p>・また、「三次市立保育所の民間委託に係る基本方針」を踏まえた民間委託等に取り組み、効率的かつ安定的で継続的な保育所運営を推進します。</p> <p>・公立保育所は、子育て支援の中核的な役割を担い、子育てや食育についての専門性を活かして一人ひとりの子どもの育ちを大切に丁寧な保育を行うとともに、在宅児童を含む子どもたちの成長を支える保育の地域拠点及び保護者に対する子育て支援・援助の場として子どもの健全な発育を支援します。</p> <p>・特に公立保育所のうち市直営の保育所は、発達などに配慮を必要とする子どもや、児童虐待の防止などの家庭支援が必要な世帯の子どもについて、公設民営保育所及び私立保育所の対応が困難な場合の受入先としての役割を果たします。また、保育の質の向上に向けたけん引役として、民間を含めた保育所間での情報共有を図り、市全体の保育サービスの向上を図ります。</p> <p>・女性の社会進出や就労形態の多様化、核家族化や共働き世帯の増加により、3歳未満児保育の保育需要は増大しています。市では0歳児保育室等の施設整備や保育士確保等に取り組んでおり、さらに平成27（2015）年度からの子ども・子育て支援新制度の施行により、3歳未満児を受け入れる地域型保育事業の実施など受入態勢の整備に努めています。</p> <p>・3歳未満児保育未実施保育所については、児童数等の将来予測を行い、規模適正化による休所・廃止計画との整合性を図りながら、全体としての3歳未満児の100%受入に向け、3歳未満児保育の充実について検討します。</p>

項目	内容
③自園給食施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが心身の健康を確保し、生き生きと暮らすためには「食」が重要です。食べ物を通して五感の発達や、豊かな人間性を育む食育の観点や、発達段階に応じたきめ細かな配慮を行うためにも、自園給食が果たす役割は大きいものがあります。 ・市は、平成27（2015）年度に三良坂保育所，平成29（2017）年度に吉舎保育所に自園給食施設を整備し，未整備の保育所は敷地保育所のみとなりました。 ・今後は，規模適正化による休所・廃止計画との整合性を図りながら検討します。
6 推進計画	<p>第2期基本方針では，具体的な推進期間を次のとおり定め，推進計画を策定します。</p> <p>前期 平成30（2018）年度～2020年度</p> <p>後期 2021年度～2023年度</p>